

佐賀県警察本部告示第1号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成23年佐賀県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正し、平成26年度以後に実施する試験等に係る開示請求について適用する。

平成26年5月20日

佐賀県警察本部長 長 嶋 良

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所	開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
佐賀県警察官採用選考試験	総合得点及び順位	合格発表の日から1か月間	警務部警務課	佐賀県警察官採用試験	第1次試験不合格者（佐賀県のみを志望した者に限る。）に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	第1次試験合格発表の日から1年	警務部警務課
				第1次試験不合格者（佐賀県及び開示を認める他の都府県を併願した者のうち併願した都府県の第1次試験に不合格となったものに限る。）に係る総合得点	志望する都府県の第1次試験合格発表の日から1年		

改正前					改正後			
						、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名		
					第1次試験合格者に係る総合得点、総合順位及び試験科目別得点	第2次試験合格発表の日から1年	〃	
					第2次試験受験者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	〃	〃	
					佐賀県警察官採用選考試験	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1か月間	〃
略					略			